

経理部門の基本有用情報

今月の経理情報



テーマ：2026年度税制改正大綱（個人関連）

バックナンバー
はこちらから ↑

2026年度の税制改正大綱が公表されました。個人に関する主な改正は以下のとおりです。

制度	項目	内容
高額所得者負担適正化の見直し	概要	<ul style="list-style-type: none"> 高所得者層は株式譲渡益や配当等の分離課税（所得税 15.315% + 住民税 5%）の割合が高いので、税負担公平性から、高額所得者の税負担をさらに強化する
	改正点	<ul style="list-style-type: none"> 下記算式で計算した税額を所得税に上乗せ 【現状】 $(\text{基準所得金額}^{\ast 1} - 3.3 \text{ 億円}) \times 22.5\% - \text{基準所得税額}^{\ast 2}$ 【2027年1月より】 $(\text{基準所得金額}^{\ast 1} - 1.65 \text{ 億円}) \times 30\% - \text{基準所得税額}^{\ast 2}$
	留意点	<ul style="list-style-type: none"> *¹ 総所得金額及び分離課税の各種所得金額を合計したもの *² 確定申告した所得税と、確定申告不要を選択した所得の源泉徴収税の合計額(復興特別所得税含む)
貸付用不動産の相続税評価	概要	<ul style="list-style-type: none"> 貸付用不動産の市場価格と通達評価額のかい離を利用して、相続税を圧縮する事例に対応するため、評価方法を見直す 適用時期は、2027年1月1日以後の相続・贈与
	被相続人が取得等した一定の貸付用不動産	<ul style="list-style-type: none"> 相続開始前5年以内に取得等した貸付用不動産 【評価方法】 取得価額 × 80%
	不動産小口化商品	【評価方法】 取得時期は問わず、「通常の取引価額に相当する金額」
暗号資産の分離課税化	概要	<ul style="list-style-type: none"> 暗号資産の課税方式を、総合課税(原則:雑所得)から、税率 20.315% の分離課税(譲渡所得)へ見直す
	留意点	<ul style="list-style-type: none"> 暗号資産の譲渡損失は、翌年以後3年内に暗号資産に係る譲渡所得等の金額から控除可能

お見逃しなく！

NISA口座は、18歳以上が口座開設可能な年齢でしたが、2027年1月1日以降は年齢制限を撤廃し、0歳から口座開設可能となり、年間60万円(非課税保有限度額600万円)を上限に投資が可能となります。